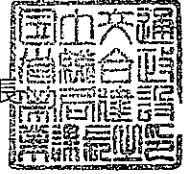


国 総 建 第 260 号
平成 20 年 12 月 24 日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び
「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成 20 年 10 月 8 日付け国総建第 177 号による建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）の改正に伴い、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号）及び「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）の一部を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建設部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に対して通知し、各都道府県建設業担当部長に対して参考送付したところです。

つきましては、貴団体参加の建設業者に対して周知・指導方お願いいたします。

附 則

この通知は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間についての一部改正
【平成 21 年 4 月 1 日施行分】に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>[別添 1] 地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準</p> <p>第 1 章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第 1 から第 5 までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第 7 条及び第 8 条関係）。</p> <p style="text-align: center;">（経營業務の管理責任者）</p> <p>第 1（略） 一～四（略） （注 1）～（注 4）（略） （注 5） <u>「経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）</u>とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を</p>	<p>[別添 1] 地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準</p> <p>第 1 章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第 1 から第 5 までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第 7 条及び第 8 条関係）。</p> <p style="text-align: center;">（経營業務の管理責任者）</p> <p>第 1（略） 一～四（略） （注 1）～（注 4）（略） （注 5） 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要す</p>

改正案	現 行
<p>受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。</p> <p>執行役員等としての<u>経営管理経験</u>については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての<u>経営管理経験</u>と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。</p> <p>3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 <ul style="list-style-type: none"> 組織図その他これに準ずる書類 ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 <ul style="list-style-type: none"> 業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 <ul style="list-style-type: none"> 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類 ・ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確 	<p>る。</p> <p><u>許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位</u>にあって、<u>経営業務の執行</u>に関して、<u>取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験</u>(以下「<u>執行役員等としての経験</u>」という。)については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。</p> <p>3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 <ul style="list-style-type: none"> 組織図その他これに準ずる書類 ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 <ul style="list-style-type: none"> 業務分掌規程その他これに準ずる書類 ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業

改正案	現 行
<p>認するための書類 過去5年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類</p> <p>(注6) 「<u>経営業務を補佐した経験</u>」(以下「補佐経験」という。)とは、<u>経営業務の管理責任者に準ずる地位(法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。</u></p> <p>許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、<u>許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、3(2)に該当するものとする。</u></p> <p>法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、3(2)に該当するものとする。</p> <p>3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様</p>	<p>務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類 <p>過去5年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類</p> <p>(注6) 「<u>経営業務を補佐した経験</u>」とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に、<u>法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいう。</u></p> <p>許可を受けようとする建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって<u>経営業務を補佐した経験(以下「補佐経験」という。)</u>については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験又は補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、3(2)に該当するものとする。</p> <p>法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、3(2)に該当するものとする。</p> <p>3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様</p>

改正案	現行
<p>式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被認定者による経験が役員又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図その他これに準ずる書類 被認定者における経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を確認するための書類 過去7年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書、稟議書その他これらに準ずる書類 <p>(注7) (略) (専任技術者) 第2 (略) 一～五 (略)</p> <p>(注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。</p> <p>次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専 	<p>式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被認定者による経験が役員又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図その他これに準ずる書類 被認定者における経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を確認するための書類 過去7年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書、稟議書その他これらに準ずる書類 <p>(注7) (略) (専任技術者) 第2 (略) 一～五 (略)</p> <p>(注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。</p> <p>次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

改正案	現 行
<p>任を要する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。） ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者 <p>以下、略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要求する者 ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。） ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者 <p>以下、略</p>

建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）の一部改正【平成21年4月1日施行分】に係る新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>【第2条関係】（略） 【第3条関係】 1. 許可の区分について (1) 大臣許可と知事許可 国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受けた業種について軽微な建設工事のみ行う<u>営業所について</u>も法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。</p> <p>(2)（略） 2～8（略） 【第3条の2関係】・【第4条関係】（略） 【第5条及び第6条関係】 1.（略） 2. 許可申請書類の審査要領について (1) 建設業許可申請書（様式第一号）について ①・②（略）</p>	<p>【第2条関係】（略） 【第3条関係】 1. 許可の区分について (1) 大臣許可と知事許可 国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、<u>従たる営業所が</u>許可を受けた業種について軽微な建設工事のみ行う場合も法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。</p> <p>(2)（略） 2～8（略） 【第3条の2関係】・【第4条関係】（略） 【第5条及び第6条関係】 1.（略） 2. 許可申請書類の審査要領について (1) 建設業許可申請書（様式第一号）について ①・②（略）</p>

改正案	現行
<p>③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、<u>建設業許可申請書(様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「主たる営業所」</u>をいう。</p> <p>また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類は、別表2のとおりである。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号、<u>ファックス番号</u>を記載させる。</p> <p>⑥ <u>建設業許可申請書(様式第一号)別紙一「役員の一覧表」の「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名等」の欄の「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。</u> (削る)</p>	<p>③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、<u>建設業許可申請書の別表の「(主たる営業所)」</u>をいう。</p> <p>また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類は、別表2のとおりである。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載させる。</p> <p>⑥ 別表の「役員の氏名及び役名」の欄の「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。</p> <p>⑦ <u>別表の「役名」の欄には、役員の役名のほか、当該役員の常勤・非常勤の別について括弧書きさせる。</u></p>

改正案	現 行
<p>(削る)</p> <p>⑦ <u>建設業許可申請書(様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの(単なる登記上の本社、本店等)はこれに該当しない。</u></p> <p>⑧ <u>従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書(様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所についての記載を省略することができる。</u></p> <p>(2) 工事経歴書(様式第二号)について</p> <p>① (略)</p> <p>② 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。</p> <p>(a) 経営規模等評価の申請を行う者の場合</p> <p>次のイ及びロの手順により行うことが必要となる。</p> <p>イ 元請工事(発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。)に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に元請工事を記載させる。</p>	<p>⑧ <u>別表の「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業と特定建設業とに分けて記載させる。</u></p> <p>⑨ <u>別表の「(主たる営業所)」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの(単なる登記上の本社、本店等)はこれに該当しない。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(2) 工事経歴書(様式第二号)について</p> <p>① (略)</p> <p>② 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。</p> <p>(a) <u>経営規模等評価の申請を行う者が本表を作成する場合には、完成工事の記載に関しては、次のイ及びロの手順により行うことが必要となる。</u></p> <p>イ 元請工事(発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。)に係る請負代金の額の合計額の7割(当該額が1,000億</p>

改正案	現行
<p><u>ただし、当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超えるところまで記載させる。</u></p> <p><u>また、軽微な建設工事（令第1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載させる必要はない。</u></p> <p>ロ イに該当する元請工事の記載に続けて、総完成工事高の7割を超えるところまで、<u>イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、請負代金の額の大きい順に工事を本表に記載させる。</u></p> <p><u>ただし、当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超えるところまで記載させる。</u></p> <p><u>また、軽微な建設工事が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する工事は10件（上記イにおいて記載した軽微な建設工事の件数を含む。）を超えて記載させる必要はない。</u></p> <p>(b) <u>経営規模等評価の申請を行わない者の場合</u> 完成工事の記載に関しては、<u>主な工事について請負代金の額の大きい順に記載させることとなる。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(3) <u>直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について</u> て (略)</p> <p>(4) <u>使用人数（様式第四号）について</u></p> <p>① 「<u>建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2</u></p>	<p>円を超える場合は1,000億円)を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に元請工事を記載する。<u>ただし、上記に該当する元請工事に軽微な建設工事（令第1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載する必要はない。</u></p> <p>ロ イに該当する元請工事の記載に続けて、総完成工事高の7割（<u>当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円</u>）を超えるところまで、<u>元請工事・下請工事の別に関わらず、請負代金の額の大きい順に工事（イにより既に本表に記載を行った元請工事を除く）を本表に記載する。ただし、上記に該当する工事に軽微な建設工事が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する工事は10件を超えて記載する必要はない。</u></p> <p>(b) <u>経営規模等評価の申請を行わない者が本表を作成する場合には、完成工事の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載することとなる。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(3) <u>直前三年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について</u> て (略)</p>

改正案	現行
<p>号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者はもちろん、それ以外の者でも法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。</p> <p>(削る)</p> <p>② <u>同一の者が「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として従事する職務の区分に含めて記載させる。</u></p> <p>(5) 経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）について</p> <p>① (略)</p> <p>② 証明書は、許可を受けようとする建設業ごとに被証明者一人について証明者別に作成させる。ただし、被証明者がその要件を満たすものであり、二以上の建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合においては、<u>(1) 「 工事業」</u>の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 経營業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、1 7「<u>申請又は届出の区分</u>」は、「2. 変更」として扱い、カラムには「2」を記入させる。</p>	<p>(4) 使用人数（様式第四号）について</p> <p>① 「法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者はもちろん、それ以外の者でも法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。</p> <p>② <u>この表には、労務者及び法人にあっては代表権を有する役員、個人にあってはその事業主は含めない。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(5) 経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）について</p> <p>① (略)</p> <p>② 証明書は、許可を受けようとする建設業ごとに被証明者一人について証明者別に作成させる。ただし、被証明者がその要件を満たすものであり、二以上の建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合においては、「 工事業」の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 経營業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いるこ</p>

改正案	現行
<p>(6) 専任技術者証明書（様式第八号）について</p> <p>①（略）</p> <p>② 新規・変更用（様式第八号（1））（新規許可等を申請するために使用する場合（<u>6</u> <u>1</u>「区分」の欄に「1」を記入する場合）に限る。）については、<u>建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」に、更新用（様式第八号（2））については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれる専任技術者について記載させる。</u></p> <p>③～⑧（略）</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>(9) <u>建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）について</u> <u>「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者であり、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。</u> この表は、これらの者のうち役員を兼ねている者についても記載させるものとする。</p> <p>(10) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）について</p> <p>①（略）</p>	<p>と。この場合、<u>1</u> <u>7</u>「申請の区分」は、「2. 変更」として扱い、カラムには「2」を記入させる。</p> <p>(6) 専任技術者証明書（様式第八号）について</p> <p>①（略）</p> <p>② 新規・変更用（様式第八号（1））（新規許可等を申請するために使用する場合（<u>6</u> <u>1</u>「区分」の欄に「1」を記入する場合）に限る。）及び更新用（様式第八号（2））は、<u>建設業許可申請書（様式第一号）別表の「営業所」の欄に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれる専任技術者について記載させる。</u></p> <p>③～⑧（略）</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>(9) <u>令第三条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）について</u> この表は、<u>支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者について記載するものであるが、これらの者が役員を兼ねている者についても記載させるものとする。</u></p> <p>(10) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様</p>

改正案	現 行
<p>② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する書面、法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号ロの基準を満たすことを証する指導監督的な実務経験証明書（様式第十号）（卒業証明書等及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書を提示させる等により、その確認を行う。なお、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更に基づき届出を行う場合においては、 <u>「既提出の一覧表における建設工事の種類」に係る技術者の証明書</u>については、その確認は要しない。ただし、当該証明書のうち「<u>今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）</u>」に係るものについては、提示を求める等によりその確認を行うことが必要である。また、これらの証明書は、財団法人建設業技術者センターが発行する監理技術者資格者証（指定建設業監理技術者資格者証を含む。）の写しをもって代えることができるものとする。</p> <p>③（略）</p> <p>④ <u>7</u> <u>4</u>の「<u>今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）</u>」及び「<u>既提出の一覧表における建設工事の種類</u>」の欄には、技術者が法第7条第2号ハ又は第15条第2号イに該当する建設業については「7」又は「9」を記入する必要はない。</p>	<p>式第十一号の二) について</p> <p>①（略）</p> <p>② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する書面、法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号ロの基準を満たすことを証する指導監督的な実務経験証明書（様式第十号）（卒業証明書等及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書を提示させる等により、その確認を行う。なお、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更に基づき届出を行う場合においては、 <u>「建設工事の種類（既提出分）」に係る技術者の証明書</u>については、その確認は要しない。ただし、当該証明書のうち「<u>建設工事の種類（今後）</u>」に係るものについては、提示を求める等によりその確認を行うことが必要である。また、これらの証明書は、財団法人建設業技術者センターが発行する監理技術者資格者証（指定建設業監理技術者資格者証を含む。）の写しをもって代えることができるものとする。</p> <p>③（略）</p> <p>④ <u>7</u> <u>4</u>の「<u>今後担当する建設工事の種類</u>」及び「<u>既提出の一覧表における建設工事の種類</u>」の欄には、技術者が法第7条第2号ハ又は</p>

改正案	現行
<p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>建設業法施行令第3条</u>に規定する使用人の略歴書 (様式第十三号) について この略歴書は、「<u>建設業法施行令第3条</u>に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、役員を兼ねている者については作成を要しない。</p> <p>(13) <u>登記事項証明書等 (規則第4条第1項第5号及び第6号)</u> について</p> <p>① <u>登記事項証明書等の内容について</u></p> <p>(a) <u>規則第4条第1項第5号</u>に規定する「<u>登記事項証明書</u>」の交付については、<u>法務局及び地方方法務局</u>において受けられるものであること。</p> <p>(b) <u>規則第4条第1項第5号</u>に規定する「<u>市町村の長の証明書</u>」の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられるものであること。</p> <p>(c) <u>上記(a)及び(b)の証明書 (以下「登記事項証明書等」という。)</u>については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。</p> <p>② <u>登記事項証明書等の添付について</u> <u>登記事項証明書等の添付については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(a) <u>新たな者が役員等になった場合</u> <u>新たな者が、法人である場合のその役員及び令第3条に定める使用人 (以下「役員等」という。)</u>になった場合は、<u>変更届出書 (様式第二十二号の二)</u>による届出を行い、<u>誓約書 (様式第六号)</u>には登記事</p>	<p>第15条第2号イに該当する建設業については「7」又は「9」を記入する必要はない。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>令第三条</u>に規定する使用人の略歴書 (様式第十三号) について この略歴書は、「<u>令第三条</u>に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、役員を兼ねている者については作成を要しない。</p> <p>(13) <u>規則第4条第1項第5号及び第6号に定める証明書</u>について</p> <p>① <u>規則第4条第1項第5号</u>に規定する「<u>登記事項証明書</u>」の交付については、<u>法務局及び地方方法務局</u>において受けられるものであること。</p> <p>② <u>規則第4条第1項第5号</u>に規定する「<u>市町村の長の証明書</u>」の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられるものであること。</p> <p>③ <u>上記①及び②の証明書</u>については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。</p> <p>(追加)</p>

改正案	現 行
<p><u>項証明書等を添付する。</u></p> <p><u>(b) 既に役員等として登録されている者に変更があった場合</u> <u>既に役員等及び個人である場合のその者として登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該役員等に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。</u></p> <p><u>(c) 既に役員等として登録されている者が当該建設業者の役員等でなくなった場合</u> <u>既に役員等として登録されている者が当該建設業者の役員等でなくなった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該役員等に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。</u></p> <p>(14) ・ (15) (略)</p> <p>3. 提出書類の省略について</p> <p>更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際既に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、<u>建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）</u>、<u>許可申請者の略歴書（様式第十二号）</u>、<u>建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）</u>並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。</p>	<p>(14) ・ (15) (略)</p> <p>3. 提出書類の省略について</p> <p>更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際既に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、<u>令第3条に規定する使用人の一覧表（様式十一号）</u>、<u>許可申請者の略歴書（様式第十二号）</u>、<u>令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）</u>並びに規則第5号及び第6号に規定す</p>

改正案	現 行
<p>ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要がある、本表の添付を省略することはできない。</p> <p>(3) 許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。</p> <p>【第7条関係】</p> <p>1. 経營業務の管理責任者について（第1号）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。（6）において「告示」という。）について</p> <p>① <u>許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位について</u></p> <p>(a) <u>執行役員等としての経営管理経験について（告示第1号イ）</u></p> <p>イ 「経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験」（以下「<u>執行役員等としての経営管理経験</u>」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、か</p>	<p>る証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。</p> <p>ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要がある、本表の添付を省略することはできない。</p> <p>(3) 許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。</p> <p>【第7条関係】</p> <p>1. 経營業務の管理責任者について（第1号）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。（6）において「告示」という。）について</p> <p>① <u>告示第1号イについて</u></p> <p>(a) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の</p>

改正案	現 行
<p>つ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。</p> <p>㉞ 執行役員等としての<u>経営管理経験</u>については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての<u>経営管理経験</u>の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。</p> <p>△ 本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;">・～・ (略)</p> <p><u>(b) 経営業務を補佐した経験について (告示第1号ロ)</u></p> <p>イ <u>経営業務を補佐した経験</u> (以下「補佐経験」という。)とは、<u>経営業務の管理責任者に準ずる地位 (法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)</u> にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設</p>	<p>事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。</p> <p><u>(b) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験 (以下「執行役員等としての経験」という。)</u> については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。</p> <p><u>(c) 本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6による認定調書に加え、次のイからホまでに掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">イ～ニ (略)</p> <p>② 告示第1号ロについて</p> <p><u>(a) 経営業務を補佐した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技</u></p>

改正案	現 行
<p>工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。</p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算7年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。</p> <p>ハ 法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするものが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。</p> <p>三 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <p>… (略)</p> <p>② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務管理責任者としての経験について (告示第2号)</p> <p>(略)</p> <p>2. 専任技術者について (第2号)</p> <p>(1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否</p>	<p>能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務に、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいう。</p> <p>(b) 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって7年以上経營業務を補佐した経験 (以下「補佐経験」という。) については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験又は補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。</p> <p>(c) 法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするものが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。</p> <p>(d) 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6による認定調書に加え、次のイ及びロに掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>③ 告示第2号について</p> <p>(略)</p> <p>2. 専任技術者について (第2号)</p> <p>(1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事する</p>

改正案	現行
<p>かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。</p> <p>次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 他の営業所 (他の建設業者の営業所を含む。) において専任を要する者</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>【第8条関係】～【第15条関係】 (略)</p> <p>【第29条の2及び第29条の5関係】</p> <p>許可の取消し処分の公告について</p> <p>法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合においては、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。</p> <p>「5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる (この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>ことを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。</p> <p>次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 他の営業所 (他の建設業者の営業所を含む。) において専任を要求する者</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>【第8条関係】～【第15条関係】 (略)</p> <p>【第29条の2及び第29条の5関係】</p> <p>許可の取消し処分の公告について</p> <p>法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合においては、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。</p> <p>「5 教示 この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができる (なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。また、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の定めるところにより、この通知を受けた日 (当該処分</p>

改正案	現行						
<p>また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」</p>	<p>につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。」</p>						
<p>【その他】（略） 別表1（略） 別表2</p>	<p>【その他】（略） 別表1（略） 別表2</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 839 517 1321">代理人の記名押印を可とする許可申請書類</td> <td data-bbox="524 839 1106 1321">建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1326 517 1406">代理人の記名押印を不可とする許可申請書類</td> <td data-bbox="524 1326 1106 1406">誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の</td> </tr> </table>	代理人の記名押印を可とする許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄	代理人の記名押印を不可とする許可申請書類	誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 839 1512 1406">代理人の記名押印を可とする許可申請書類</td> <td data-bbox="1518 839 2101 1406">建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄</td> </tr> </table>	代理人の記名押印を可とする許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄
代理人の記名押印を可とする許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄						
代理人の記名押印を不可とする許可申請書類	誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の						
代理人の記名押印を可とする許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄						

改正案		現 行	
	<p>証明者又は申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）、専任技術者（更新）（様式第八号(2)）の申請者の欄、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の略歴書（様式第十二号）の氏名の欄、<u>建設業法施行令第3条</u>に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）の氏名の欄</p>	<p>代理人の記名押印を不可とする許可申請書類</p>	<p>誓約書（様式第六号）の申請者の欄、<u>営業業務の管理責任者証明書</u>（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号(1)）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）、専任技術者（更新）（様式第八号(2)）の申請者の欄、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の略歴書（様式第十二号）の氏名の欄、<u>令第三条</u>に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）の氏名の欄</p>

改正案

別紙 5

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長 印

一般 建設業の許可の拒否について (通知)
特定

平成 年 月 日付けで申請のあった 一般 特定建設業については、下記の理由により許可できないので、通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

また、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の定めるところにより、この処分があったことを知った日 (当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日) から 6 か月以内に国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、取消訴訟を提起することができる (この処分又は裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から 1 年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

記

理由

建設業法第 条第 項第 号 不適合
該 当

()

現 行

別紙 5

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

局長 印

一般 建設業の許可の拒否について (通知)
特定

平成 年 月 日付けで申請のあった 一般 特定建設業については、下記の理由により許可できないので、通知する。

なお、この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができる (なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

また、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の定めるところにより、この通知を受けた日 (当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 か月以内に国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

記

理由

建設業法第 条第 号 不適合
該 当

()

改正案

別紙8

変更届出書

平成 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可(般・特一)第 号

届出者 印

局長 殿

事業年度(第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人数 (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (11) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (12) 定款

記載要領

(1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

現行

別紙8

変更届出書

平成 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可(般・特一)第 号

届出者 印

局長 殿

事業年度(第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人数 (10) 令第3条に規定する使用人の一覧表 (11) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (12) 定款

記載要領

(1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

改正案

現行

別紙9

文 書 番 号

平成 年 月 日

殿

局長

印

一般 建設業の許可の取消しについて (通知)
特定

貴 の下記に掲げる一般 建設業の許可については、建設業法第 29 条
第 項第 号の規定により、平成 年 月 日付けで取り消したので、
通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日)から6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、取消訴訟を提起することができる(この処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

記

許可番号 国土交通大臣許可(一)第 号

許可年月日 平成 年 月 日

建設業の種類

別紙9

文 書 番 号

平成 年 月 日

殿

局長

印

一般 建設業の許可の取消しについて (通知)
特定

貴 の下記に掲げる一般 建設業の許可については、建設業法第 29 条
第 項第 号の規定により、平成 年 月 日付けで取り消したので、
通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができる(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

記

許可番号 国土交通大臣許可(一)第 号

許可年月日 平成 年 月 日

建設業の種類